

熊谷市立江南中学校 P T A 旅費規定

第 1 条 本校の P T A 旅費規定を次のように定める。

- 1 P T A 活動並びに会議のための出張若しくは P T A の渉外事項による出張の場合は、次のとおり支給するものとする。
 - ・熊谷市内（学校区除く） 5 0 0 円
 - ・熊谷市外 1, 0 0 0 円
- 2 会長の指示又は依頼や承認がなく出張した場合は、旅費は支給されない。

第 2 条 以上定める外、特別の事情が生じる場合は、（その範囲・金額は）本部役員の協議により決定し、後の常任理事会において承認を得る。

第 3 条 本規定の改廃については、常任理事会によりこれを行う。

第 4 条 本規定は、昭和 5 9 年 6 月 1 5 日から実施する。

平成 1 3 年 5 月 8 日 一部改訂

平成 1 5 年 5 月 2 日 一部改訂

平成 1 9 年 5 月 2 日 一部改訂